

ばい煙発生施設一覧

| 項 | 施設の種類 | 施設の規模 |
|-------------|---|---|
| 1 | ボイラー (熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く) | 燃料の燃焼能力が重油換算(*1)1時間当たり50L以上 ただし、環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10m ² 未満のボイラーは「小型ボイラー」とする。 |
| 2 | (水性ガス、油ガスの発生用) ガス発生炉、加熱炉 | 原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が、重油換算1時間当たり50L以上 |
| 3 | (金属の精錬、無機化学工業品の製造用) 焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む)、 煨焼炉 (14の項に掲げるものを除く) | 原料の処理能力が1時間当たり1t以上 |
| 4 | (金属の精錬用) 溶鉱炉 (溶鉱用反射炉を含む)、 転炉、平炉 (14の項に掲げるものを除く) | |
| 5 | (金属の精製、鑄造用) 溶解炉 (こしき炉、14、24～26の項までに掲げるものを除く) | 火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。)が1m ² 以上、又は羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。)が0.5m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上、又は変圧器の定格容量が200KVA以上 |
| 6 | (金属の鍛造若しくは圧延、金属若しくは金属製品の熱処理用) 加熱炉 | |
| 7 | (石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用) 加熱炉 | |
| 8 | (石油の精製用) 流動接触分解装置のうち 触媒再生塔 | 触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上 |
| 8 の 2 | 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち 燃焼炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6L以上 |
| 9 | (窯業製品の製造用) 焼成炉、溶融炉 | 火格子面積が1m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上、又は変圧器の定格容量が200KVA以上 |
| 10 | (無機化学工業品、食料品の製造用) 反応炉 (カーボンブラック製造用燃焼装置を含む)、 直火炉 (26の項に掲げるものを除く) | |
| 11 | 乾燥炉 (14、23の項に掲げるものを除く) | |
| 12 | (製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイドの製造用) 電気炉 | 変圧器の定格容量が1,000KVA以上 |

| | | |
|----|---|--|
| 13 | 廃棄物焼却炉 | 火格子面積が 2 m ² 以上、又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上 |
| 14 | (銅、鉛、亜鉛の精錬用) 焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む)、 溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む)、 転炉、溶解炉、乾燥炉 | 原料処理能力が 1 時間当たり 0.5t 以上、又は火格子面積が 0.5m ² 以上、羽口面断面積が 0. 2m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20L 以上 |
| 15 | (カドミウム系顔料、炭酸カドミウムの製造用) 乾燥施設 | 容量が 0.1m ³ 以上 |
| 16 | (塩素化エチレンの製造用) 塩素急速冷却施設 | 原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 1 時間当たり 50kg 以上 |
| 17 | (塩化第二鉄の製造用) 溶解槽 | |
| 18 | (活性炭の製造用(塩化亜鉛を使用するものに限る)) 反応炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3L 以上 |
| 19 | (化学製品の製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設 (塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、16～18 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く) | 原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が 1 時間当たり 50kg 以上 |
| 20 | (アルミニウムの精錬用) 電解炉 | 電流容量が 30KA 以上 |
| 21 | (燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造用(原料として燐鋳石を使用するものに限る)) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉 | 原料として使用する燐鋳石の処理能力が 1 時間当たり 80kg 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上、又は変圧器の定格容量が 200KVA 以上 |
| 22 | (弗酸の製造用) 凝縮施設、吸収施設、蒸溜施設 (密閉式のものを除く) | 伝熱面積が 10 m ² 以上、又はポンプの動力が 1KW 以上 |
| 23 | (トリポリリン酸ナトリウムの製造用(原料として燐鋳石を使用するものに限る)) 反応施設、乾燥炉、焼成炉 | 原料の処理能力が 1 時間当たり 80kg 以上、又は火格子面積が 1 m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50L 以上 |
| 24 | (鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む)、鉛の管、板、線の製造用) 溶解炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10L 以上、又は変圧器の定格容量が 40KVA 以上 |
| 25 | (鉛蓄電池の製造用) 溶解炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4L 以上、又は変圧器の定格容量が 20 KVA 以上 |
| 26 | (鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設 | 容量が 0.1 m ³ 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4L 以上、又は変圧器の定格容量が 20KVA 以上 |
| 27 | (硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設 | 硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100kg 以上 |

| | | |
|----|---------|-----------------------------|
| 28 | コークス炉 | 原料の処理能力が1日当たり20t以上 |
| 29 | ガスタービン | 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上 |
| 30 | ディーゼル機関 | |
| 31 | ガス機関 | 燃料の燃焼能力が重油換算(*2)1時間当たり35L以上 |
| 32 | ガソリン機関 | |

*1 重油換算の方法

液体燃料 10L、気体燃料 16m³、固体燃料 16kg が、それぞれ重油 10L に相当するものとして換算する。(13A 80 m³=重油 50L)

*2 ただし、ガス機関にあつては発熱量を考慮した次式による。

$$\text{重油換算量}(\varrho) = \frac{\text{気体燃料の総(高)発熱量(kcal/m}^3\text{)}}{\text{重油の総発熱量(9,600kcal/L)}} \times \text{気体燃料の燃焼能力(m}^3\text{/時)}$$

(1cal=4.18J)

例えば、13A の場合は 30.5m³/時が 35L/時に相当する。